

ID: 120

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	大河原町にぎわいプラザ条例 第4条第1項		
例規番号	平成30年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。 (使用許可)</p> <p>第4条 前条第3号に規定するにぎわいルーム(以下「にぎわいルーム」という。)を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、にぎわいルームの使用が次の各号いずれかに該当するときは、その使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認めるとき。 (2) 施設又は設備を毀損するおそれがあると認めるとき。 (3) その他町長が使用の許可をすることが適当でないとき。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可等の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可等をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、既に公の施設の使用等の許可等をした場合において、当該許可等に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可等を取り消し、又は当該許可等に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用者等に損害が生じることがあっても、使用等許可権者は、その責めを負わない。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日